

学 籍 異 動

休 学 (学則第 26 条)

休学は、病気、その他の理由で止むを得ず3ヶ月以上出席することが困難となり、一時的に就学を離れる場合をいいます。

休学しようとする者は、あらかじめ自己が所属するゼミの担当教員に相談をし、本学所定の用紙（休学願）に保証人連署の上、その理由を具体的かつ明確に記載し、医師の診断書又は事由を証する書類を添付し、教務課へ願い出てください。

休学は、許可された日から1ヶ年に限ります。その後引き続き休学するときは改めて、休学願を提出しなければなりません。

休学の許可は、教授会の議を経て学長が行い、許可・不許可は教務課を通じ、本人宛通知します。

休学中は学生としての身分が停止されるので、休学中の学費は免除されます。休学期間中は在学期間に算入しません。

復 学 (学則第 27 条)

休学期間が満了したとき、または、休学期間内において休学の事由が止んだときは、直ちにその旨を本学指定の用紙（復学願）に保証人連署の上、具体的に事由を記載し、教務課へ願い出てください。

復学の許可は、教授会の議を経て学長が行います。

退 学 (学則第 29 条)

退学は、経済的または健康上修学の継続が困難となった者、および修学の意味がなくなった者が、就学の状態から全く離れる場合をいいます。

退学する者は、あらかじめ自己が所属するゼミの担当教員に相談をし、本学所定の用紙（退学願）にその事由を具体的かつ明確に記載し、保証人連署の上、学生証を添付し教務課へ願い出てください。

退学の許可は、教授会の議を経て学長が行います。

退学の許可通知は、教務課を通じて本人宛に行います。

除 籍 (学則第 30 条)

次の事項に該当する者は、教授会の議を経て、除籍されます。

この場合、その旨本人および保証人宛通知します。

- ① 在学年限をこえた者
- ② 休学期間をこえても、何らかの手続きもとらない者
- ③ 長期間にわたり行方不明の者
- ④ 授業料納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- ⑤ 在学中に死亡した者

復 籍 (学則第 31 条)

「除籍」され、次の事項に該当する者は、教授会の議を経て、「復籍」することができます。

- 1) 長期間にわたる行方不明の者が、復籍を願い出た場合
- 2) 授業料等の未納分を納入し、復籍を願い出た場合

懲 戒 (学則第 35 条)

教育上必要と認める学生に懲戒を加えることがあります。

懲戒には次の種類があります。

- 1) 訓告 2) 停学 3) 退学

懲戒による退学は次のいずれかに該当する者に対して行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 正当な理由がなく出席が常でない者
- ③ 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

転 科 (学則第 28 条)

所属している学科に 1 年以上在籍し、年度終了時に十分な転科理由がある場合、審査の上転科を認められる場合がある。

この場合結果として、3 年以上の在籍となる。(詳細は転入学等に関する規程参照)

指定の日までに転科願を教務課へ提出のこと。

転入学 (学則第 25 条)

他の短期大学等を卒業又は中途退学した者が転入を希望する場合、当該学科において教育上支障がある場合を除き、審査の上本学の相当年次に入学を認めることがある。(詳細は転入学等に関する規程参照)

再入学 (学則第 25 条)

卒業又は中途退学した者が再入学を願い出た場合、選考の上これを許可することがある。

指定の期日までに再入学願を教務課へ提出のこと。